

目 次

告 示	ページ
1 平成 27 年第 1 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会の招集	1
2 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 1 号

平成 27 年第 1 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

- 1 日時 平成 27 年 2 月 17 日（火） 午後 3 時
- 2 場所 新潟県自治会館（新潟市中央区新光町 4-1） 301 会議室

新潟県市町村総合事務組合告示第 2 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、平成 26 年 12 月 19 日から実施した。

平成 27 年 2 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表三条市事務所の項中

「	北越銀行	三条支店	北越銀行	一ノ木戸支店	」
	〃	三条北支店			
を	北越銀行	三条支店			」

に改める。